

大津町立図書館雑誌スポンサー制度取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、大津町有料広告掲載要綱（平成19年要綱第12号。以下「要綱」という。）に基づき、大津町立図書館雑誌スポンサー制度(以下「雑誌スポンサー制度」という。)の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(内容)

第2条 雑誌スポンサー制度は、大津町立図書館(以下「図書館」という。)が利用者へ提供する雑誌（以下「提供雑誌」という。）に広告の掲載を希望する者（以下「雑誌スポンサー」という。）を募ることにより、新たな図書資料等を確保し、雑誌コーナーの充実を図るものとする。

2 雑誌スポンサーは、提供雑誌の購入代金として毎年度別に定める広告掲載料を支払うものとする。

3 図書館は、提供雑誌の最新号に広告を掲載したカバーを付して雑誌コーナーに配架し、利用者の閲覧に供するものとする。

(雑誌スポンサーの対象)

第3条 雑誌スポンサーは、企業及び個人の事業者、公共的団体又はこれに類する者、その他町長が適当と認める者を対象とし、個人を対象としない。

(掲載の規格)

第4条 提供雑誌の最新号カバー表面には、雑誌スポンサー名を表示し、その大きさは縦4センチメートル以内、横13センチメートル以内、地色は白色、文字は黒色とする。

2 提供雑誌の最新号カバー裏面の広告は、そのカバーに収まるサイズのものとし、雑誌スポンサーが作成した片面印刷のものを使用する。

(掲載しない広告)

第5条 要綱第3条第1項に定める広告及び別表に定める広告は掲載しない。

2 申込者が広告主でない広告は掲載しない。

(掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は原則として1年間（4月1日～翌年3月31日）とする。年度の途中からは、図書館が掲載を決定し、広告掲載料の納付を確認した月から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前

までに、図書館又は雑誌スポンサーいずれかの解約の意思表示がない場合は自動的に継続するものとし、その後も同様とする。

- 2 雑誌スポンサーからの年度途中での取りやめは認めない。

(広告掲載の申込み)

第7条 雑誌スポンサーに応募しようとする者は、大津町立図書館雑誌スポンサー申込書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の申し込みがあったときは、第5条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定し、大津町立図書館雑誌スポンサー決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

- 3 掲載が決定された雑誌スポンサーは、町長に対し、前項の通知を受け取った後速やかに、承諾書(様式第3号)を提出しなければならない。

(支払方法)

第8条 雑誌スポンサーは、広告掲載料を一括先払いで大津町に支払うものとする。

(提供雑誌の休刊又は廃刊)

第9条 提供雑誌が休刊又は廃刊した場合は、雑誌スポンサーは、図書館と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えることができる。

(広告掲載の責務)

第10条 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(広告掲載の取消)

第11条 町長は、雑誌スポンサーが要綱第7条に該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告掲載期間中であっても、広告の掲載を取り消し、又は中止することができる。

- (1) 雑誌スポンサーが町の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき
- (2) 雑誌スポンサーが社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき
- (3) 雑誌スポンサーの申し込みにあたって、虚偽の内容があったとき
- (4) 雑誌スポンサーの倒産・破産等により、広告を掲載する必要がなくなったとき

- (5) 雑誌スポンサーが書面により、広告掲載の取り下げを申し出たとき
- 2 町長は、町の都合により広告の掲載等を継続することができなくなったときは、広告掲載期間中であっても、広告の掲載を取り消し、又は中止することができる。
 - 3 前2項の理由により広告掲載の取り消し又は中止をした場合は、大津町立図書館雑誌スポンサー決定取消通知書（様式第4号）により広告主に通知するものとする。

(その他)

第12条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

(別表)

<p>(1) 青少年保護、取引の安全の観点から適切でない以下の業種、事業者の広告</p> <ol style="list-style-type: none"> ア) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に定める風俗営業、風俗関連営業及び熊本県少年保護育成条例で規制される営業行為を行う事業者 イ) 風俗営業類似の業種 ウ) 貸金業の規制等に関する法律に規定する貸金業（消費者金融） エ) 商品先物取引 オ) 法律の定めのない医療類似を行う施設 カ) 民事再生法及び会社更生法による更正・更正手続き中の事業者 キ) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
<p>(2) 社会的な観点から適切でない以下の広告</p> <ol style="list-style-type: none"> ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に定める暴力団その他反社会的団体及び特殊結社団体などその構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する広告 イ) 性差別、性別による固定的な役割分担又は暴力的行為を助長する表現及び著しく性的感情を刺激する表現がある広告 ウ) 都道府県知事又は町の許可を受けていない、届出をしていないなど、各種手続きを行っていない社会福祉施設等の広告 エ) 文部科学省・都道府県の許可を受けていない学校、専修学校及び各種学校の広告（ただし、国などの公的機関の助成制度などの適用を受けている団体を除く。）

- (3) 消費者保護の観点から適切でない以下の広告
- ア) マルチ商法、催眠商法等、悪質商法とみなされるものの広告
 - イ) 将来の利益を誇示又は元本保証と認識させるような投資信託等の経済行為に関する広告
 - ウ) エステティックサロン、美顔、痩身、脱毛、植毛、美容整形など、医療法等上の診療科目以外の施術、役務サービス業の広告
 - エ) 投機、射幸心をあおるもの又は内容が虚偽誇大など、過度の宣伝になるもの
 - オ) 過去1年間に公的機関、行政機関から、悪質な行為などにより指名停止、許可取り消しなどの行政指導を受け、その後当該行政指導内容について改善を見ない企業の広告

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

大津町長 様

申込者 住 所
会社・団体名
代 表 者 名 印

大津町立図書館雑誌スポンサー申込書

「大津町立図書館雑誌スポンサー制度取扱基準」に基づき、書類(カバーに収まるサイズで片面印刷の広告図案、会社概要等)を添えて下記のとおり申し込みます。

記

1. 広 告 名 称
2. 広 告 掲 載 期 間 年 月 日 ~ 年 月 日
3. 広告の掲載を希望する雑誌

雑 誌 名

4. 担当者連絡先

部 署	
担 当 者 名	
電 話 ・ F A X 番 号	
メ ー ル ア ド レ ス	

備考：同一の雑誌に複数の希望があった場合は、先着順で選定いたしますので、ご了承ください。

広告の掲載を希望する雑誌は、大津町立図書館が作成している雑誌購入リストから選択してください。

様式第2号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

大津町長

印

大津町立図書館雑誌スポンサー決定通知書(新規・継続・変更)

大津町立図書館雑誌スポンサーとして、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 決定区分 掲載する
 掲載しない
理由

2 雑誌名

3 期間 年 月 ～ 年 月

4 広告掲載料 月額 円 × 月 = 円

備考

- (1) 提供雑誌の配架場所、取扱い(保存、移管、廃棄等)は図書館が決定します。
- (2) 雑誌スポンサーの打ち切り、他誌への切り替えなどにつきましては、期間満了の3ヶ月前までに、図書館と協議してください。その後は自動的に継続していきますので、ご注意ください。
- (3) 広告掲載料は毎年度見直しがあります。

様式第3号(第7条関係)

年 月 日

承 諾 書

大津町立図書館雑誌スポンサー制度取扱基準第7条の規定及び 年 月 日付け
第 号の大津町立図書館雑誌スポンサー決定通知書により、次のとおり承諾します。

住 所
会社・団体名
代 表 者 名

⑨

記

広告掲載に当たり、次のとおり誓約します。

1. 承諾書及び大津町立図書館雑誌スポンサー申込書における広告の内容等の記載は、事実と相違ありません。
2. 広告の内容等に関し、法令等に違反する事項は一切ありません。
3. 大津町有料広告掲載要綱及び大津町立図書館雑誌スポンサー制度取扱基準を遵守します。
4. 広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負い、大津町に対して負担をかけません。

様式第4号(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

大津町長

印

大津町立図書館雑誌スポンサー決定取消通知書

年 月 日付けで決定した大津町立図書館雑誌スポンサーについて、下記の理由により決定を取り消したので通知します。

記

取消の理由